

建設工事の一般競争（指名競争）参加資格審査における主観的点数いわゆる技術評価数値の算定方法について

技術評価数値

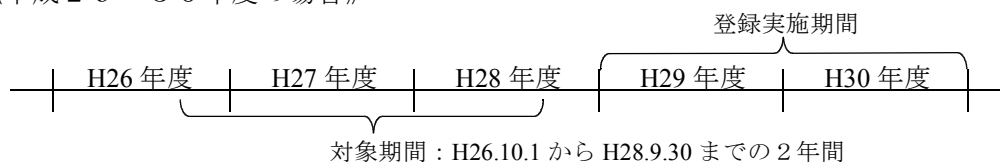
技術評価数値は、「防衛省所管契約事務取扱細則」及び「防衛省における契約事務の取扱について（通達）」に基づき、下記のとおり算定する。

【技術評価数値＝加算評価数値＋減点評価数値】

1 加点評価数値

- (1) 加点評価数値は、定期の一般競争資格審査の認定をする年の前年の10月1日（以下「基準日」という。）の前日までの過去2年間における希望工事種別ごとの施工成績を対象とする。

《平成29・30年度の場合》



- (2) 施工成績は、工事成績評価要領に基づき、当該企業へ通知した評定点（以下「評定点」という。）とする。
- (3) 加点評価数値は、希望工事種別ごとの経営事項評価数値に加点評価割合を乗じて得られた値（小数点以下第1位を四捨五入した整数）とする。

【加点評価数値＝経営事項評価数値×加点評価割合】

- (4) 加点評価割合は、当該工事の希望工事種別ごとの評定点（施工成績が複数ある場合は平均値）から65点を控除した点数を35で除し20%を乗じた割合（小数点以下第1位を四捨五入した整数のパーセントとする。以下「加点評価割合」という。）を対象とする。

【加点評価割合＝（評定点－65点）÷35×20%】

※ 通知された評定点が65点未満の場合は、減点となる。

2 減点評価数値

減点評価数値は、基準日の前日までの過去2年間における不誠実な行為を対象とし、すべての希望工事種別に対して経営事項評価数値に5%を乗じて得られた値（少数点以下四捨五入）とする。

【減点評価数値＝経営事項評価数値×5%】

【算定例】

《試算条件》

- ①会社名：(株)防衛建設
- ②希望業種：建築一式工事、土木一式工事、電気工事
- ③経営事項評価数値：
 - 建築一式工事 [1,400 点]
 - 土木一式工事 [1,200 点]
 - 電気工事 [1,000 点]
- ④対象期間内における施工成績：
 - 建築一式工事：80 点、85 点（平均点：82.5 点）
 - 土木一式工事：75 点
 - 電気工事：60 点
- ⑤対象期間内における不誠実な行為の有無：有

上記条件を元に技術評価数値の算出を行うを以下のようなになる。

《加算評価割合》 → (評定点 - 65 点) ÷ 35 × 20%

建築一式工事 (82.5 - 65) ÷ 35 × 20% = 10%

土木一式工事 (75 - 65) ÷ 35 × 20% = 5.714... → 6%

電気工事 (60 - 65) ÷ 35 × 20% = -2.857... → ▲3%

《加算評価数値》 → 経営事項評価数値 × 加算評価割合

建築一式工事 1,400 × 10% = 140 点

土木一式工事 1,200 × 6% = 72 点

電気工事 1,000 × ▲3% = ▲30 点

《減点評価数値》 → 経営事項評価数値 × 5%

建築一式工事 1,400 × ▲5% = ▲70 点

土木一式工事 1,200 × ▲5% = ▲60 点

電気工事 1,000 × ▲5% = ▲50 点

《技術評価数値》 → 加算評価数値 + 減点評価数値

建築一式工事 140 - 70 = 70 点

土木一式工事 72 - 60 = 12 点

電気工事 ▲30 - 50 = ▲80 点

《総合審査数値》 → 経営事項審査数値 + 技術評価数値

建築一式工事 1,400 + 70 = 1,470 点

土木一式工事 1,200 + 12 = 1,212 点

電気工事 1,000 - 80 = 920 点